

いわて奥州きらめきマラソン売店設置運営要項

1 目的

この要項は、いわて奥州きらめきマラソンのために市を訪れる方（以下「大会参加者」という。）に、魅力あふれるひと・文化・産業等にふれていただくため、いわて奥州きらめきマラソン（以下「大会」という。）の開催時における売店・出展ブースの設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店・出展ブースは、大会メイン会場（前沢いきいきスポーツランド）内の、いわて奥州きらめきマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所に設置する。

3 開設日及び開設時間

売店・出展ブースの開設日は大会当日限りとし、開設時間は午前7時00分から午後3時30分までとする。ただし、必要に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

4 出展募集数

最大50(25小間)とする。ただし移動販売車はこれには含めず、5台までとする。
実行委員会は出展応募状況等に応じて、実行委員会は出展数を調整することができるものとする。

5 実行委員会枠の出展について

過去の大会における出展者において、実行委員会が大会の特色を出すために地元企業・団体等に特に出展を依頼する実行委員会指定の出展枠を設定できるものとする。この出展者数は出展募集小間数の半数を超えないものとする。

6 出展の規模及び設備

(1) 出展の規模

1出展者当たり1小間（間口5.4m×奥行3.6m）を基本とし、一出展者（事業者）につき1小間までの申請とする。ただし、実行委員会は出展応募状況に応じて、半小間（間口2.7m×奥行3.6m）の単位で出展の調整をすることができるものとする。移動販売車は小間を使わないこととする。

(2) 設備

1小間につき、テント1張（2間×3間、3方横幕付）、机2台（180cm×45cm）、椅子4脚を実行委員会が準備するものとし、他に必要な設備は出展者が準備するものとする。半小間での出展となった場合は、それぞれ半数とする。なお、給水施設は大会メイン会場内の仮設水道設備を利用すること。排水設備は設置しないため出展者の責任で処理すること。その他の大会メイン会場内にある設備（電源設備）は実行委員会の許可なく使用してはならない。

7 販売品目

売店の業種は、大会参加者の便宜を図るもの、市の特産品等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 飲食品

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。

イ 現場調理品

現場において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度とする。

- (3) 奥州市の土産品
- (4) 岩手県の土産品
- (5) 特別協賛企業によるもの
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

8 出展申請（応募）

出展申請の受付期間は平成31年2月12日（火）から平成31年3月22日（金）までとする。

出展を希望する事業者は、実行委員会が定める期間内に、売店出展申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号・第2-2号・様式第3号）及び営業に必要な許認可等を受けていることを証する書類の写し並びに暴力団員及び暴力団員等と関係がないことの宣誓書（様式第4号）を添えて、実行委員会に提出するものとする。

9 出展者の選定基準及び売店出展許可書の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づき、出展者を選定し、適当であると認めたものについて、売店出展許可書（様式第5号）を当該申請者に交付する。売店出展許可書の交付は、出展料の納付確認後とする。
- (2) 出展者の選考にあたっては、販売品目ごとの店舗数が偏らないよう調整できるものとする。出展希望が出展募集数を超えるときは、下記のア～オの選定基準を満たすと判断できるものを優先する。なお、落選理由等、選定に関する内容は公表しない。
- (3) 選考にかかるプレゼンテーション（PR）を様式第2-2号により任意で行うことができるものとする。様式第2-2号の内容については、大会公式ホームページ等により一部または全部を公表することがあるので出展者は留意すること。
 - ア 出展希望者が奥州市観光物産協会・奥州市商工会議所・前沢商工会の加盟団体である
 - イ 出展によるサービスにおいて奥州市産のものを利用している、加工している、あるいは奥州市において製造されたものを販売していることをPRできるもの
 - ウ 出展によるサービスにおいて岩手県産のものを利用している、加工している、あるいは岩手県において製造されたものを販売していることをPRできるもの
 - エ 提供するサービスが他の出展希望者と比較し、独自性があることをPRできるもの
 - オ ランナーにとって必要なサービスを提供できることを具体的にPRできる

10 出展者の選定にかかる欠格事項

出展申請に際して次に掲げる事項に該当すると認められた場合は出展者として選定しない。

- (1) 法令等により許認可等を必要とする営業について、当該許認可等を受けていないこと。
- (2) 申請時から起算して過去1年以内に法令等に違反したことによる処分を受けていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法第2条第2号に規定する暴力団若しくは、暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (4) 販売員、従業員、調理員として、暴力団員及び暴力団員等を使用または雇用していること。

11 出展料（大会運営協力費）

- (1) 出展者として選定を受けた者は、下表の出展料を実行委員会が定める期限までに実行委員会に納付しなければならない。

出展者区分及び出展料

区分	1小間（約20㎡）	半小間（約10㎡）	移動販売車
岩手県内事業所	10,000円	5,000円	5,000円

岩手県外事業所	20,000円	10,000円	10,000円
実行委員会枠	無料	無料	無料

- (2) 実行委員会は、出展者が営利を目的としないと認めるとき及び実行委員会が必要と認めるときには、出展料を免除することができる。免除する者は次のとおりとする。
- ア 特別協賛者のうち、特別協賛メニューによる出展を選択した者
 - イ 社会福祉法人等の社会福祉関係団体
 - ウ その他実行委員会会長が認めた者
- (3) 出展料の免除を受けようとする者は、出展申請時に出展料免除申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 既に納付した出展料の還付はしない。ただし、特別の事由があると認めるときは、実行委員会はその全部、または一部を返還することができる。

12 金券について

出展者の売り上げの増に寄与し、ひいてはメイン会場でのイベントの賑わいを創出するため、ランナー及び来場者へのサービスのため金券を発行する。金券については、大会当日の売店においてのみ利用できるものとする。金券は会場内のイベントにて配布を予定しており、出展者においては後刻金券の清算を大会事務局に申請して行うものとする。なお、金券単独での支払いではお釣りを出さないこととする。

13 売店の設置における分担

- (1) 実行委員会は、テント、机、椅子、ブースサイン（商号又は名称の表示）、電源設備（出展者が共同で使用できる設備）、給水設備の設置、金券の発行及び配布を分担する。
- (2) 出展者は、実行委員会が用意するもの以外の備品及び設備等の設置を分担する。実行委員会が設置を分担する以外のもは、会場内に設置されているものであっても実行委員会の許可なく使用してはならない。なお、設置に関し、法令による規制があるときは、出展者の責任及び費用負担により対応することとする。
- (3) 移動販売車による出展者はテント、机、椅子の設置がないため、メイン会場内の休憩所に隣接して設置する。設置個所は実行委員会で指示するものとする。
- (4) 風雨の対応については、出展者で行うものとする。

14 搬入搬出

(1) 車両

搬入搬出に使用する車両は1出展者につき最大2台までとし、出展従事者名簿等予定表（様式第3号）にて届け出るものとする。実行委員会が指定する駐車場を使用できるが、会場や駐車場へ出入りする場合、実行委員会が準備する駐車許可証（複写不可）を係員に提示するものとする。なお、実行委員会は必要に応じて車両を制限することができるものとする。

(2) 時間

商品等の搬入搬出は売店開設時間外に行うものとする。ただし、車両による搬入は大会前日のみとし、実行委員会が指定する時間に限るものとする。当日の搬入において、車両の使用は認めない。搬出は、実行委員会が指定した時間に実行委員会の指示に従って行うものとする。ただし、移動販売車については、実行委員会が指定する時間において大会当日の乗り入れを可とする。

15 管理運営

- (1) 出展にかかる各種届出等は出展者側にて行い、費用も出展者側が負担するものとする。選定により落選した場合も、実行委員会は負担しない。
- (2) 出展者側からの出展にかかる要望等について、希望に添えない場合があることを了承すること。

- (3) 出展における販売品及び出展者が有する備品等の監理は、出展者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に関しても、実行委員会は一切の責任を負わない。
- (4) 出展者は、大会当日に従事する販売員、従業員、調理員の中から出展責任者を定め、出展開設期間中常駐させるものとする。出展責任者に変更があったときは実行委員会に報告しなければならない。
- (5) 出展責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店、出展ブースの管理運営にあたらなければならない。また、緊急時において実行委員会の連絡を受けることができるよう、携帯電話等の連絡先を出展従事者名簿等予定表（様式第3号）にて届け出るものとする。
- (6) 食品を取り扱う出展責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分な注意を払うこと。消毒液等を用いて定期的な手指の消毒を従業員に徹底させるほか、従業員の指導に努めなければならない。
- (7) 火気を使用する場合は事前に実行委員会の承諾を得ること。また、消防用設備としての消火器を設置すること（スプレー式は除く）。
- (8) 電源を使用する場合は、使用機器及び最大ワット数を予め出展許可申請時に申告し、申告したもの以外の機器を電源に接続しないこと。また、電源の使用は大会当日のみとする。
- (9) 実行委員会で台車を数台用意しているが、大会運営にかかるその他用務にも使用するものであるため、必要であれば適宜出展者が用意すること。

16 禁止事項

出展者及びその販売員、従業員、調理員は、次に掲げる行為をしてはならない。実行委員会にこれらの禁止事項が指摘された場合は、次回大会以降の出展申請を受け付けないこととする。

- (1) 出展者の権利を第三者に譲渡、転貸又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 来場者に不快感を与える言動や迷惑行為を行うこと。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (5) 危険物等を展示及び販売すること。
- (6) アルコール類の販売に際しては、未成年者及び運転者に対して提供しないこと。
- (7) 販売員、従業員、調理員は予め申請のあった者のみが従事すること。
- (8) 許可された品目・サービス（予め申請のあった品目及びサービス）以外のものを販売・展示すること。
- (9) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (10) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (11) 酒気を帯びた状態で出展すること。
- (12) その他大会運営に支障があるような行為をすること。

17 遵守事項

出展者及びその販売員、従業員、調理員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店及び出展ブース内で発生したごみの処理は出展者の責任において行い、環境美化に努めること。
- (2) 販売商品や展示品の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。
- (3) 販売品等の搬入、陳列は大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示した時間までに完了し、搬出は開設時間終了後速やかに行うこと。
- (4) 開設時間を通じて出展するものとし、途中開店及び途中閉店を行わないこと。
- (5) 服装は清潔で従業員であることが確認できるものを着用すること。
- (6) 接客に当たっては、大会参加者に好感を与えるよう親切、丁寧な対応を心がけること。
- (7) 商品には、販売価格を明示する等、適切な表示を行うこと。
- (8) その他、関係法令等を遵守するとともに、実行委員会の指示に従うこと。

18 事故等の処理

売店、出展ブースにおいて事故等が発生した場合は、売店責任者は直ちに実行委員会に連絡するとともに、事故処理にあたらなければならない。なお、損害保険等への加入は出展者の責任において行うものとする。

19 損害賠償

出展者及びその販売員、従業員、調理員が会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出展者が次のいずれかに該当したときは、売店出展許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 大会当日の実行委員会の巡回によりこの要項に違反していることを確知したとき。
- (3) その他実行委員会が不適当と認めたとき。

21 原状回復

出展者は、開設時間終了後速やかに出展に要した物品等を搬出して原状回復し、実行委員会の検査を受けなければならない。なお、金券の清算については、実行委員会の検査終了後から行うものとする。

22 出展報告

出展者は、出展後、出展報告書（様式第7号）（以下、「報告書」という。）を実行委員会が定める期限までに提出するものとする。なお、経済波及効果を測るため、総売上金額を申告するものとする。

23 書類の提出および問い合わせ先

〒023-1192

岩手県奥州市江刺大通り1番8号 奥州市江刺総合支所内

いわて奥州きらめきマラソン実行委員会事務局

電話 0197-35-2111 内線2195・2196・2197

24 その他

- (1) 実行委員会は必要に応じて出展者説明会等を行うものとする。説明会には必ず各店舗1人以上出席するものとし、欠席した場合には選定を取り消す場合があるため十分注意すること。
（第1回は平成31年4月24日 江刺総合支所内において開催予定）
- (2) 出展エリアの配置は実行委員会が決定する。
- (3) 実行委員会は、申請書類の内容確認のため、申請書類を関係官庁に提出して照会または調査を依頼することができるものとする。
- (4) 大会会場では、ランナーに向けた汁物のふるまい、大会関係者への斡旋弁当、ゴール後給水用飲料等の配布が実施される予定であることを考慮すること。
- (5) 名義貸しは認めない。実行委員会は名義貸しと判断した時点で出展許可を取り消すことができるものとする。
- (6) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関し必要な事項は別に定める。

様式第1号

売店出展申請書

年 月 日

いわて奥州きらめきマラソン実行委員会

会長 小沢昌記様

申請者 住所 〒

商号又は名称

代表者名 印

出展担当者名

電話番号

年 月 日に開催されるいわて奥州きらめきマラソンにおいて、売店（出展ブース）を設置したいので、いわて奥州きらめきマラソン売店設置運営要項を遵守の上、下記のとおり申請します。なお、出展にあたっては、実行委員会の指示に従います。

記

1 出展規模

選択	規模	備考
	1小間	約20㎡（2間×3間テント1張）
	半小間	約10㎡
	移動販売車	テントなし

※出展を希望する規模の選択欄に○印を記入すること。

※一出展者（事業者）につき1小間までの申請とする。

2 添付書類

出展概要書（様式第2号） 任意で様式第2-2号を提出

出展従事者名簿等予定表（様式第3号）

誓約書兼承諾書（様式第4号）

営業に必要な許認可を受けていることを証する書類の写し

全ての出展従事予定者の身分証明書（運転免許証等住所氏名生年月日のわかる資料）の写し

様式第2号

出 展 概 要 書

商号又は名称				
代 表 者 名				
住 所 (所在地)	〒			
連 絡 先	TEL	FAX	E-mail	
出展担当者名				
出展担当者緊急時 連絡先	TEL			
業 種				
販 売 品 目				
営業開始年月日	年	月	日	
営業に関する取得 許可等の種類		当日の 従事者数	人	
生ものの提供	有 () ・ 無 ※有の場合、一覧表のNo.を転記	火気使用	有 (要消火器持参) ・ 無	
販売品目・価格等一覧表				
No.	商 品 名	規格 (量目等)	販売予定数量	販 売 価 格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

出 展 概 要 書 (出展内容のPR)

<p>商号又は名称</p>	
<p>代 表 者 名</p>	
<p>運営要項9 (3) に規定する選定に かかるPR点</p>	<p>ア 出展希望者が奥州市観光物産協会・奥州市商工会議所・前沢商工会の加盟団体である</p> <p>イ 出展によるサービスにおいて奥州市産のものを利用している、加工している、あるいは奥州市において製造されたものを販売していることをPRできるもの</p> <p>ウ 出展によるサービスにおいて岩手県産のものを利用している、加工している、あるいは岩手県において製造されたものを販売していることをPRできるもの</p> <p>エ 提供するサービスが他の出展希望者と比較し、独自性があることをPRできるもの</p> <p>オ ランナーにとって必要なサービスを提供できることを具体的にPRできる</p> <p>ア～オのうち該当するものに○をすること</p>
<p>運営要項9 (3) 該当する事由につ いてPR (記述)</p> <p>※記述内容につ いては大会公式ホ ームページ等によ り一部または全部 を公表することが ある</p>	

様式第3号

出 展 従 事 者 名 簿 等 予 定 表

商号又は名称

[]

1 当日の従事者名簿

出展責任者	販売員、従事者等	調理員
緊急時連絡先電話番号 TEL — —		

※住所、性別、生年月日等は身分証明書写しのとおり

2 搬入搬出車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	備 考

3 営業に際し使用する予定の電気機器

使用機器	ワット数	備 考

(注意事項)

- 1 当日従事する可能性がある方を全て名簿に記入してください。また、名簿に記載した方の住所、氏名、性別、生年月日等の記載のある身分証明書（免許証、パスポート等写真入りのものが望ましい）の写しを提出してください。
- 2 駐車場スペース及び大会運営の関係上、搬入車両の制限をすることがあります。
- 3 車両による搬入は前日のみとします。大会当日は実行委員会が指定する駐車場を利用してください。
- 4 商品搬入のみで駐車場の必要のない車両については、備考欄に「駐車場不要」と記入してください。
- 5 車両の種類は、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。レンタカーの場合は、車両の種類のみ記載し、備考欄に「レンタカー」と記載してください
- 6 営業に際し必要な電気機器と、最大ワット数を記入してください。ここに記載のないもの以外は電源への接続を不可とします。

誓約書兼承諾書

いわて奥州きらめきマラソン実行委員会

会長 小沢昌記 殿

現住所

ふりがな
氏名

① (男・女)

生年月日

電話番号

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないことを表明し、いわて奥州きらめきマラソンの売店出展申請において、露店の出展を許可されたうちは、下記の事項を誠実に守ることを誓います。

また、露店の申請に際し、従業員として暴力団員及び暴力団員等を使用または雇用していないことを誓約し、いわて奥州きらめきマラソン実行委員会が、警察等の関係官庁に個人情報を提供して審査することを承諾し、警察等が従業員や出展状況等を確認することに協力します。

記

- 1 出展者間及び一般人とのトラブルは起こしません。
- 2 酒気を帯びての出展はいたしません。
- 3 出展者等に対する不当な要求行為等はしません。
- 4 営業に関する不当な要求行為等(暴力的・脅迫的な要求、虚偽による要求、正当な理由のない会費・協賛金等の要求等)には応じず、主催者、警察等に申告します。
- 5 名義貸しなどによる出展をしません。
- 6 届出していない従業員を従事させません。
- 7 指定された場所以外に出展しません。
- 8 商売にふさわしい服装で営業します。
- 9 歩行者や交通の妨害とならないよう営業します。
- 10 ゴミは持ち帰り、出展場所及び周辺の清掃を行います。
- 11 その他、主催者の指示等に従います。

※ 本誓約に違反した場合は、直ちに露店を撤去し、これにより損害が生じた場合でも自らの責任とし、一切異議を申しません。

本人自著欄

※ 出展者本人以外の署名は認めません。

出展者以外が署名した場合、署名した者、署名を承諾した出展者本人は、今回及び今後も出展を認めません。

様式第5号

売店出展許可書

年 月 日

様

いわて奥州きらめきマラソン実行委員会
会長 小沢昌記

年 月 日に開催するいわて奥州きらめきマラソンの会場内における出展
について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者名	
住所	
出展場所	
出展許可期間	
販売品目	
駐車許可車両	

(注意事項)

出展に関しては、いわて奥州きらめきマラソン売店設置運営要項を遵守すること。

様式第6号

出 展 料 免 除 申 請 書

年 月 日

いわて奥州きらめきマラソン実行委員会

会 長 小 沢 昌 記 様

申請者 住所 〒

商号又は名称

代表者名

印

出展担当者名

電話番号

いわて奥州きらめきマラソンにおいて、出展料の免除を受けたいので、いわて奥州きらめきマラソン売店設置運営要項第11の規定に基づき申請します。

記

1 出 展 場 所

前沢いきいきスポーツランド

2 免 除 の 理 由

様式第7号

出 展 報 告 書

年 月 日

いわて奥州きらめきマラソン実行委員会

会 長 小 沢 昌 記 様

報告者 住所 〒

商号又は名称

代表者名

印

出展担当者名

電話番号

いわて奥州きらめきマラソンの売店出展内容について下記のとおり報告します。

併せて金券の清算を行いますので、金券の相当額を以下のとおり請求します。

記

総売上金額		円
うち、金券支払額	1,000円券 枚	円
	500円券 枚	円
	100円券 枚	円
金券清算額（合計）		円

（注意事項）

- 1 別に定める報告期限までに提出してください。

金券見本 (名刺サイズカード)

いわて奥州きらめきマラソン テント村金券

2019. 5. 19売店開設時間内のみ有効 サンプル

¥1,000円きらめきクーポン

※大会当日の出展エリア (テント村) でのみ利用できます。
※手書き、破損、汚損した券は無効とします。
※この金券のみの支払いではお釣りは出ませんので
ご注意ください。 No. 0000

いわて奥州きらめきマラソン テント村金券

2019. 5. 19売店開設時間内のみ有効 サンプル

¥500円きらめきクーポン

※大会当日の出展エリア (テント村) でのみ利用できます。
※手書き、破損、汚損した券は無効とします。
※この金券のみの支払いではお釣りは出ませんので
ご注意ください。 No. 0000

いわて奥州きらめきマラソン テント村金券

2019. 5. 19売店開設時間内のみ有効 サンプル

¥100円きらめきクーポン

※大会当日の出展エリア (テント村) でのみ利用できます。
※手書き、破損、汚損した券は無効とします。
※この金券のみの支払いではお釣りは出ませんので
ご注意ください。 No. 0000

- ※ 全て印字します (手書き、破損、券面の額面及び通し番号が読み取れない汚損は無効とします)
- ※ 偽造を防ぐため、金券のデザインについては大会当日に出展者にお知らせします。
- ※ 金券については大会当日の会場内の各種イベントにて実行委員会が配布します。
- ※ 金券の精算については、様式第7号の提出時に行うほか、テント村の原状回復後にも行うことができます。